

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会 議事要旨

○議事 1 ガイドラインの改定について資料説明。

- ・ 共有私道に係る項目が新しく追加されているが、法律改正や最高裁の判例に基づくものではなく、解釈で処理されている事例に関する内容のため、性質が他と若干違うように見受けられる。違いを明確にする必要があるかどうかはわからないが、適宜ご対応いただきたい。
- ・ 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律において、新たに規定された裁判所の専任した管理者による管理を可能とする制度がガイドラインに記載されているが、当該制度の詳細については、現在、法制審議会において議論中であると認識している。詳細が決まっていない内容については、現時点のものである旨明記されていれば、実務担当者にもわかりやすい。
- ・ ガイドラインを各自治体の担当者にどのように周知していくのが重要。所有者不明土地問題に関しては全国 10 か所で所有者不明土地連携協議会が発足している。こうした窓口を活用し、繰り返し周知していただきたい。また、関係省庁も主体的に周知していただきたい。
- ・ 専門家をどのように利用できるのかという項目について、具体策、事例の部分も含めて、より充実してもらいたい。
- ・ 日本不動産鑑定士協会連合会では、本事業に少しでもお役に立てるよう、地域福利増進事業に関連した実務指針を整理したが、今後、さらにご協力させて頂くためには、どのようなところに、ご支援をさせていただける余地があるのか、ご示唆、ご教示頂けるとありがたい。また、第 6 章 6-1「専門家に依頼できる業務内容について」においては、具体のケーススタディを掲載した方がよいのかご教示賜りたい。
- ・ 政府において検討がなされている土地所有に関する基本制度、民事基本法制の見直し等を踏まえ、今後はガイドラインのさらなる充実が求められる。本ガイドラインは大部にわたるものであることから、次回の改訂に当たっては索引、Q&A の追加掲載等、実務担当者の更なる負担軽減につながるような検討をお願いしたい。